施設使用料減免ガイドライン

令和3年3月 橋本市教育委員会

はじめに

市の施設の使用料は、施設利用者が施設を利用する際に得られる受益の対価として負担していただくものであり(受益者負担)、この使用料は当該施設の維持管理費用の財源となるものです。

使用料は、施設利用者の負担を政策的・特例的に軽減する必要があると判断できる場合には、使用料の一部若しくは全部を免除することを条例及び規則の減免規定により可能としています。

この使用料の減免措置により、本市におけるスポーツや文化、生涯学習の振興及び推進のために一定の成果を挙げているところですが、施設使用料の減免は、政策的で特例的な判断に基づき実施するものであり、受益者負担の例外となります。例外が際限なく広がることは、「受益者負担の適正化」に反することとなりますので、減免する理由を拡大的に解釈することなく、減免は、真にやむを得ないものに限定されるべきものであることに留意する必要があり、利用する団体等の名称を理由に減免をするのではなく、利用内容に着目して減免の可否を決定する必要があります。

また、橋本市では人口減少・少子高齢化が進んでおり、40年後の2060年の推計人口は34,000人、高齢化率は45パーセントを超える見通しとなっています。多くの公共施設の老朽化が進んできていることから、今後も住みよいまちづくりを持続的に行うために公共施設の維持管理についても検討する必要が生じてきました。

これらのことから、施設利用の対価として定めている使用料の意義を保ち、また、本 市住民全体の平等性を維持するため、減免基準を明確にし、適切な運用をする必要があ ることから今回の見直しを行いました。

今回の減免制度見直しにより徴収する激変緩和に係る使用料は、文教施設等維持管理 基金に積み立て、文教施設等の維持管理費用に充てることとしました。

また、今回の見直しにより生涯学習が衰退することがないよう取り組んでいきますので、施設利用者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

1 減免制度の見直しの概要

(1)減免基準

これまで施設の種別等により減免の基準が異なっていましたが、これを統一 し、減免の適用を判断することとします。

基本的に減免となる活動は、

- ◎公用・公共用
- ◎公益性のある活動

(不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動。私的利益・営利目的のためではない活動。)

- ◎障がい者支援のための活動
- ◎子どもたちのための活動

上記の活動で利用する場合に限ることとし、下表のとおり定義しました。

▼減免基準

基準 番号	減免基準	Ⅱ分類	Ⅲ分類
1	市が主催、又は、共催する事業に利用する場合 (庁内会議で使用するときを除く)	免除	免除
2	地域に便益が還元され、使用料負担を市民全体に求めるべき特別の事情が認められる場合に該当する活動	免除	免除
3	身体障害者、療育若しくは精神障害者保健福祉各手帳所 持者及びその介護者で構成する団体が障がい者支援の ため利用する場合	免除	免除
4	市内の小中学校、保育園、幼稚園、認定こども園、児童 福祉施設、高校が授業または保育等の一環として行う活 動に利用し、顧問等の引率がある場合	免除	50% 減額
5	主たる構成員が市内在住の中学生以下の者で構成され た団体が活動に利用し、指導者等の引率がある場合	免除	50% 減額

- ※Ⅱ分類=公民館、体育館、グラウンド
- ※Ⅲ分類=教育文化会館、産業文化会館、東部コミュニティセンター、テニスコート、プール、グラウンドゴルフ場、神野々緑地キャンプ場
- ※運動公園グラウンドの減免については、Ⅲ分類の条件を適用します

◎4ページ以降に減免適用の具体的な指針(ガイドライン)を示していますので、ご参照ください。

(2)適用時期

令和3年10月使用分から新しい減免基準を適用します。

単位:円

(3)激変緩和措置について

今回の見直しによる統一的な減免基準により減免が適用されなくなった社会教育 関係団体や地区公民館登録サークルの活動には、令和8年9月30日まで経過措置 (激変緩和措置)があります。

社会教育関係団体・地区公民館登録サークル

【現在】

【見直し後(R3.10.1以降)】

すべて免除



減免基準に該当しない場合は使用料が必要 →ただし、激変緩和対象施設を利用する場合は 激変緩和の使用料 (R8.9.30 まで)

- ◎激変緩和措置の適用を受けるためには、社会教育関係団体等の認定をこれまでどおり毎年受ける必要があります。
- ◎新規に設立された団体等が社会教育関係団体等の認定を受けた場合も激変緩和 、措置が適用されます。 /

▼激変緩和対象施設

施設分類	対象施設		
文教施設	中央公民館、地区公民館、小学校及び中学校(体育館・運動場に限る)、市文化会館		
社会体育施設	学文路スポーツセンター(体育館・グラウンド)、伏原体育館、勤労者体育センター、東家体育館、学文路東体育館		
都市公園	住吉運動公園多目的広場		

▼激変緩和措置に係る使用料

条例に規定された使用料(税抜き)	激変緩和措置
1,000 円未満	300円
1,000 円以上 8,000 円未満	500円
8,000円以上	1,000円

▼具体的な激変緩和による負担額 ※()内は条例上の料金

施設名	午前	午後	夜間		
教育文化会館大ホール	1,000(8,250)	1,000(12,000)	1,000(16,889)		
中央公民館(3F)第5研修室	300(806)	500(1,278)	500(1,963)		
中央公民館(3F)視聴覚室	500(3,723)	500(5,695)	1,000(8,250)		
教育文化会館(4F)(第7展示室、備 品庫、美術品収蔵庫、準備室)	300(806)	500(1,389)	500(1,963)		
教育文化会館(4F)(第 6 展示室)	500(6,278)	1,000(9,778)	1,000(13,963)		
小中学校運動場・体育館	300 (体育館 953) (運動場 477)	300 (体育館 953) (運動場 477)	300 (体育館 953) (運動場 477)		
住吉運動公園グラウンド	300(565)	300(565)	ı		
学文路スポーツセンターグラウンド	300(953)	300(953)	500(5,715)		
体育館(伏原・勤労者・東家・学文路・ 学文路東(元学文路中))	300(953)	300(953)	300(953)		

- ※上表に記載のない施設は500円となります。
- ※体育館は、1区分につき520円の電気料が別途必要です。

(3)減免基準適用の指針

1 市が主催、又は、共催する事業に利用する場合(庁内会議で使用するときを除く)

①市が主催する行事やその行事に関する会議等で使用する場合

市が主催する事業で広く市民を対象とした事業については免除とします。ただし、 職員のみを対象とした会議や研修会については対象外とします。

なお、「市」には橋本市教育委員会などの市の執行機関を含むものとします(公 民館や文化センター主催も含む)。

「市」に含むもの:市、教育委員会(公民館等を含む)、選挙管理委員会、公平 委員会、監査委員、農業委員会、消防本部、議会等

②市が事業を共催する場合

市が事業を共催する場合は、市が共同主催者としての責任を一部分担することから、その事業に係る施設の利用については免除とします。

なお、主催又は共催する事業のみを免除とし、後援の事業については対象外とします。

- ※共催=団体等と市がともに事業等の主体となって、短期間の事業を行い、かつ、 相互の役割分担、経費の分担及び社会的責任が求められる形態。
- ※後援=団体等が主催する事業等に対して、単に市が事業等の趣旨に賛同し、奨励 の意を表して名義の使用等を承諾することによって支援すること。

③市から委託等を受け、事業を実施するために使用する場合

市から委託等を受けて各種団体が施設を利用する場合も、市が共同主催者としての責任を一部分担することから免除とします。

ただし、当該団体に対する委託金や補助金等に施設使用料が含まれる場合は減免の対象外とします。

例)市民総合体育大会、市民総合文化祭、子ども冒険村、まなびの日、ふる里 よいとこ探し~ナチュラルブレイク、ふれあって!せいぶ、紀伊見峠「ふるさ と展望」など

④市からの協力要請等を受けて各種団体が施設を利用する場合

災害時などに市から協力要請を受けて各種団体が施設を利用する場合は免除と します。

- 2 地域に便益が還元され、使用料負担を市民全体に求めるべき特別の事情が認められる場合に該当する活動
- ⑤市内の地域自治・地域安全関係団体、社会福祉関係団体、地域教育推進団体が不特 定多数を対象に公益性のある事業を行うための活動
 - ア. 地域自治・地域安全関係団体

地域自治の推進、地域安全の確保のために結成された団体で、市が事務局を 務める、又は市と連携して活動を行うなど、市の事業に深く関与している団体

イ. 社会福祉関係団体

社会福祉の推進のために結成された団体で、市が事務局を務める、又は市が 事業推進のために育成し、市の事業を補完する活動を行っているなど、市の事 業に深く関与している団体

ウ. 地域教育推進団体

社会教育活動の推進や青少年の健全育成のために結成された団体であって、 市の事業を補完する活動を行っているなど、市の事業に深く関与している団体 ※これらの団体が、その団体の本来の目的のために施設を使用する場合は免除の対 象となります。

- ※各種スポーツ関係の協会等が開催する当該協会等所属の全チーム等を対象とした大会は対象となりますが、練習のみのために使用する場合は減免の対象となりません。
- 例)地域自治・地域安全関係団体:区、自治会、自主防災会、防災士の会、婦人防 火クラブなど

社会福祉関係団体: 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、母子寡婦福祉

連合会、赤十字奉仕団、保護司会、ボランティアサークル

連絡協議会など

地域教育推進団体:青少年団体連絡協議会、子ども会連絡会、青年指導員連絡

会、体育協会、公民館連絡協議会など

⑥市と協働して活動を行う、市を補完する事業を行っているなど、不特定多数を対象 に市の施策に沿うと事業担当課が認める活動

例)

- ・不特定多数を対象とした福祉の向上を目的とした活動、子育て支援を目的とした活動、環境美化や環境保全を行う活動、各種ボランティア活動など
- ・市民の誰もが自由に参加することができる展示会・発表会・地域伝統行事

3 身体障害者、療育若しくは精神障害者保健福祉各手帳所持者及びその介護者で構成する団体が障害者支援のため利用する場合

上記各手帳所持者とその介護者で構成する市内・市外の団体が、障害者支援を目的に 活動するため施設を使用する場合は免除とします。

4 市内の小中学校、保育園、幼稚園、認定こども園、児童福祉施設、高校が授業または保育等の一環として行う活動に利用し、顧問等の引率がある場合

市内の小中学校等が教育又は保育目的のため施設を使用する場合は、教育的見地から、 Ⅱ分類の施設は免除とし、Ⅲ分類の施設については50%減額とします。

5 主たる構成員が市内在住の中学生以下の者で構成された団体が活動に利用し、指 導者等の引率がある場合

構成員の過半数が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体が利用する場合は、Ⅱ分類の施設は免除とし、Ⅲ分類の施設は50%減額とします。

なお、保護者や指導者のみで利用する場合は対象外とします。

附則

令和 3 年 7 月 1 日 改訂 令和 3 年 10 月 1 日 改訂